

## 工場、事業場等の緑化の推進に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例(平成16年条例第13号)及び大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例施行規則(平成16年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、工場、事業場等の緑化の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### (緑化面積率)

第2条 規則第2条第1項に規定する工場、事業場等を建設しようとする者は、緑化を図ろうとする面積の事業用地の面積に対する割合(以下「緑化面積率」という。)以上の面積を緑化するよう努めるものとする。

2 緑化面積率は、別表第1に定めるところによる。

### (緑化面積率算定基準)

第3条 緑化面積率の算定の基準となる樹木1本当たりの面積は、植栽樹が成木に達したときの樹冠に相当する面積とし、別表第2に定めるところによる。この場合において、植栽樹が成木に達したときの樹冠の実面積が別表第2に定める面積を超える場合は、実面積とする。

### (植栽樹の配布)

第4条 規則第2条第1項に規定する工場、事業場等を建設しようとする者は、別表第3に定める植栽樹の配布を受けることができる。

### (植栽)

第5条 植栽する樹種は、原則として、緑化効果の高い高木とする。ただし、工場、事業場等の構造上、高木の植栽が困難な場合は、この限りでない。

2 植栽する場所は、原則として、工場、事業場等の敷地外周及び道路その他の公衆が利用する場所から望見することができる場所とする。

### (緑化の履行期限)

第6条 規則第2条第1項に規定する工場、事業場等を建設しようとする者は、同条第2項に規定する工場、事業場等緑化計画協議書による協議の日から2年以内に緑化を行うものとする。

### (樹木等の管理)

第7条 工場、事業場等の管理者は、植栽した樹木等を自ら適切に管理するものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	緑化面積率
工場	6%
工場以外のもの	3%

別表第2（第3条関係）

単植、列植等の別	樹高の別	規格	換算面積
単植	高木	樹高 5m以上	実面積（ただし、10m <sup>2</sup> 未満のものについては、10m <sup>2</sup> とする。）
		樹高 3m以上 樹高 5m未満	1本当たり 10m <sup>2</sup>
	中木	樹高 1m以上 樹高 3m未満	1本当たり 5m <sup>2</sup>
	低木	樹高 1m未満	1本当たり 1m <sup>2</sup>
列植・寄植	生垣	—	m当たり 1m <sup>2</sup>
	中低木	—	実面積又は単植基準値
区画域	高・中・低木、草花等	—	区画域の実面積
その他	地被・草花類	—	実面積

別表第3（第4条関係）

樹種	規格	配布数
クヌギ	樹高 3.0m程度	1本
ヤブツバキ	樹高 1.0m程度	1本